

第1回会合における構成員からの主なご意見

2020年6月4日
事務局

開示対象に関するご意見

- コンテンツプロバイダ側はユーザの情報がビジネスに直結するので、削除でも発信者情報開示にしても訴訟で真剣に争うが、アクセスプロバイダはコンテンツプロバイダに比べ、ユーザ情報がそれほどビジネスに直結するものではない。それに関わらず、コンテンツプロバイダへの開示請求は仮処分で認められ、他方でアクセスプロバイダへの開示請求については本案訴訟が必要というのは結構大変である。その意味で電話番号（SMSのメールアドレス）を開示対象に追加することは有効な措置ではないか。
【上沼構成員】
- 発信者情報を開示すべきという判断が下った場合に、電話番号やSMSアドレス、ログイン時IPアドレス等、どの情報までの開示を認めるかということは、発信者特定のための必要性和プライバシー、表現の自由、通信の秘密等との衡量問題になるため、それぞれの要素についてどの程度重みづけをするかということが具体的に問題になってくる。
【栗田構成員】
- 開示が妥当だと判断された以上は、発信者の特定のために合理的に様々な情報を開示することは重要であり、省令を見直すことについては賛成。
- そもそもプロ責法が発信者情報の範囲を省令で定めることとした理由は、通信技術やサービスが急速に変化することを予想し、法律では書き切れないため省令を随時見直していこうという判断だったと思うので、技術やサービスに対応してより頻繁に見直しを行うべき。
【若江構成員】
- 現状、技術的な問題からアクセスプロバイダにおいて発信者を特定しにくい状況にあり、その特定を確実にするには省令事項以外の情報（接続先IPアドレス）を要求されるという実務になっているが、この問題に対する抜本的対策としては、1段階目のSNS事業者への開示対象となる情報を限定列挙ではなく幅広く認めてしまう方がよいのではないか。
【丸橋構成員】

任意開示の促進に関するご意見

- 権利侵害の明白性についてアクセスプロバイダが判断して、その判断結果について責任追及のリスクを負い続けるということは、判断基準があったとしても厳しいと思う。プロバイダが権利侵害が明白であると判断するための検討を行ったことについて疎明すれば免責という方法以外の方策についても今後検討していくべき。【大谷構成員】
- 発信者情報の任意開示の促進の方法について、実体的な免責要件を設ける手もあるし、手続的な観点からはADRの仕組みが上手く使えるような工夫ができないかという点も考えてみたい。【垣内構成員】
- 任意開示については、民事及び刑事の免責を認めるかという問題とともに、企業のレピュテーションの問題やインセンティブの問題があるため、弁護士会照会についても、例えば銀行とは単位会で協定を結ぶことによって弁護士会照会に応じてもらいやすい仕組みを作っている。どのような方策をとればプロバイダが任意開示に応じやすくなるかということはオープンに議論していくべき。【栗田構成員】
- 匿名の表現者にとって身元を明かされることは致命的であり、判断を誤って開示してしまうと取り返しがつかないということで発信者情報の開示については、明白な権利侵害がある場合と軽過失免責のみということで、削除よりも敷居を高くしているが、これは維持すべき。
- ただ、慎重な判断を要することと判断を回避することは別なので、悲惨なプライバシー侵害等に苦しむ人の救済が難しくなっている現状を考えれば、プロバイダに対し任意開示に真摯に向き合うことを求める必要はあるものの、権利侵害の明白性や軽過失免責の規定に手を入れることについては慎重に検討すべき。

【以上、若江構成員】

コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダの役割分担に関するご意見

- コンテンツプロバイダは、自社のサービスの投稿が問題になっているのである程度訴訟で争うインセンティブが高いことが多いが、発信者の氏名や住所を持っているケースは少ないので発信者に対して意見照会できないケースも多い。一方、アクセスプロバイダは自社のサービスが直接問題となっているわけではないため、自主的に訴訟で争うインセンティブは低い。発信者の氏名や住所を保有しているため、発信者への意見照会の結果反論が返ってくることも多い。最近では発信者側に訴訟代理人がつくケースも珍しくなくなってきているので、その点も含めどうバランスをとるのが重要。
- SNS事業者等の上位レイヤのサービスとアクセスプロバイダとの発信者情報開示に関する役割分担をどのように設計していくかが非常に重要。どちらも開示関係役務提供者だが全く意味づけが違うところ、どう解決していくかという点でADRをもう一度考え直すことや、任意開示のガイドラインを充実させていくということも一つの方法だと思う。

【北澤構成員】

【丸橋構成員】

開示請求制度の悪用に関するご意見

- ここ数年、発信者情報開示制度を悪用していると思われるケースが増えており、実際に表現が萎縮する場面も見られるため、匿名性を悪用している誹謗中傷と、発信者情報開示制度を悪用しているケースとのバランスをどうとっていくかを考えながら検討する必要がある。
- 特に、名誉毀損の場合には公共性が重要なポイントとなるが、著作権侵害の場合には公共性がなくとも、より容易にスラップ訴訟に悪用されかねないという不安もあるため、その点も考慮して検討すべき。

【北澤構成員】

【若江構成員】

手続上の課題に関するご意見

- プロ責法3条では、公職選挙法に関する特例が織り込まれている。発信者情報開示手続に時間がかかるために被害者が泣き寝入りするということを避けるために手続に無駄な時間をかけないことの合理性があると思うので、プロ責法の中で民事訴訟法の一般的なルールに対する特例を作り込んでいくことも是認されてもよいのではないかと。

【大谷構成員】

- 現状、発信者情報開示には訴訟が2～3回必要であり、非常に負担が重いということは大きな問題。できる範囲で解決できるような工夫をしていくことは非常に重要。ただし、発信者情報開示請求権は実体法上の請求権として認められているので、一般的には訴訟手続の保障が必要であり、他方で、表現の自由等に密接に関連する重要な権利であることから慎重な手続に対する要請もあるため、どこで線引きをするかについては、手続法制だけでなく実体権としての発信者情報開示請求権をどのように位置づけるかという問題との関連で考えていく必要がある。

【垣内構成員】

その他に関するご意見

- 通信の秘密侵害罪という刑事罰もあるため、免責要件正当化事由などを設けるとしたらどのようなものがあり得るかということは、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の諸利益の効用のバランスの問題になる。

【鎮目座長代理】

- 権利侵害抑制の実効性を高めるためには、権利侵害が明白なケースにおいてはなるべく発信者の特定に資する情報は多く開示した方がよい一方、通信の秘密や発信者の表現の自由の問題もあるため慎重に衡量する必要があり、この点今後詳しく議論して詰めていく必要がある。

【前田構成員】